

# 平成 30 年度「新潟県産品韓国販促支援活動事業（新潟フェア開催）」 に係るプロポーザル実施要領

平成 30 年 6 月 26 日

新潟県知事政策局国際課  
公益財団法人にいがた産業創造機構

## 1 目的

公益財団法人にいがた産業創造機構ソウル事務所が支援する、県産品の販路拡大に向けた韓国に商流を持つ県内企業等が実施するイベントについて、効果的な企画を実行できる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めるものである。

## 2 仕様

別紙 1 「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

## 3 委託期間

委託契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

## 4 委託費用

「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務の上限額は新潟フェア 1 回の開催につき、750,000 円（消費税、地方消費税込み）とし、委託業務の実施に必要な費用をすべて含むものとする。

## 5 委託件数

2 件（1 件につき 1 事業者）とする。

## 6 参加資格、参加方法

### (1) プロポーザルに参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県内に本社（本店）または営業所等が所在する者であること。

ウ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者

エ 新潟県暴力団排除条例第 6 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## (2) プロポーザル参加方法

別紙2「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務に係るプロポーザル参加申込書を平成30年7月9日（月）午後5時15分までに提出する。

なお、参加申込後に、企画提案を辞退する場合は、別紙3「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務に係るプロポーザル参加辞退届を提出すること。

### 【提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ販売戦略チーム  
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9F

## 7 プロポーザルに係るスケジュール

6月27日（水） 公募開始

7月9日（月） 参加申込書締切

7月13日（金） 質問項目締切

7月20日（金） 質問に対する回答

7月27日（金） 企画書提出期限

8月3日（金） までに審査

審査終了後、受託者決定、委託契約締結・事業開始

## 8 質疑応答

### (1) 質問書の提出

この要領、仕様書等について不明な点がある場合は、平成30年7月13日（金）午後5時15分までに、別紙4「新潟県産品韓国販促活動支援事業（新潟フェア開催）」委託業務に係るプロポーザル質問事項により提出すること。

なお、郵送、ファクシミリ、電子メールによるものとし、電話での質問は受けけない。

### 【提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ販売戦略チーム  
〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9F  
FAX 025-246-0030、e-mail : trade@nico.or.jp

### (2) 回答書の送付

新潟県知事政策局国際課韓国室から、平成30年7月20日（金）までに、上記6により申込のあった全参加者にメールで回答する。

なお、質疑に対する回答は、仕様書及び要領の追加又は修正とみなす。

## 9 提出資料

### (1) 提出期限

平成30年7月27日(金)午後5時15分までに持参又は郵送する(郵送の場合は提出期限必着)。

#### 【提出先】

公益財団法人にいがた産業創造機構 経営支援グループ販売戦略チーム  
〒950-0078 新潟市中央区万代島5-1 万代島ビル9F

### (2) 提出資料(様式は任意)

#### ア 企画書

仕様書の趣旨を踏まえ、以下の項目を中心に記載すること。

(ア) 韓国における新潟県産品を含めた日本の商品の普及状況

(イ) 韓国で、今後、輸出拡大が見込まれる新潟県産品とその理由

(ウ) 現在韓国に流通している自社が取り扱う商品に限らず、複数の県産品の販路拡大及び県産品を活用した新潟県の魅力の発信に向けた取組

(エ) フェア開催に係る広報活動の内容

(オ) 本事業の実施スケジュールの設定

(カ) フェア開催後のフォローアップ(成果報告)

(キ) 同様な事業の委託等の実績がある場合は、年月日、発注者、内容を簡潔に記載すること。なお、過去3年において他の地方自治体から請け負った委託業務についてはすべて記載すること。

#### イ 実施体制

責任者、担当部署等を記載。なお、業務の一部を別会社に委託する場合は、委託する業務の内容、その会社名、責任者名を記載すること。

#### ウ 経費見積書

全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分が分かるように具体的に積算すること。

### (3) 留意事項

ア 企画書等の用紙は、日本工業規格A列4番とし、横書きで記載すること。

イ 表紙に「『新潟県産品韓国販促活動支援事業(新潟フェア開催)』企画書」と表示し、余白に社名を記載すること。

ウ 提出部数は5部(正本1部、副本4部)とすること。

エ 提出後の追加、修正は認めない。また、提出書類は一切返還しない。

オ 必要に応じて補足資料を求める場合がある。

## 10 審査及び結果の通知

提出される資料により、審査員が下記項目により総合的に評価し、最も的確な業者を委託先として選定し、審査から1週間を目処に、その結果をすべての参加者に文書で通知する。

審査結果については後日公表する。なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

(審査項目)

- ①現地市場についての理解、企画の内容
- ②業務を遂行する上での実施体制
- ③見積もりの妥当性

## 11 その他

- (1) 企画書等の作成に要する一切の費用（旅費、通信費を含む。）は提出者の負担とする。
- (2) 次の各号に該当する場合は失格とする。
  - ア 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した場合
  - イ その他この要領に定められた事項に違反した場合
- (3) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」（別紙）を提出しなければならない（提出がないときは、契約を締結しない場合があります。）。

## 12 問い合わせ先

新潟県知事政策局国際課韓国室

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1

電話 025-280-5052 FAX 025-280-5126

e-mail : [ngt000130@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt000130@pref.niigata.lg.jp)

別紙

暴力団等の排除に関する誓約書（例示）

平成 年 月 日

甲 新潟県知事 殿  
（事務所長）

乙 住所  
氏名又は名称及び代表者名、印  
（契約権限受任者名での誓約も可）

私は、新潟県と〇〇〇契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
  - （1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - （2）暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - （3）暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
  - （4）自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - （5）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - （6）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - （7）（3）から（6）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下（1）若しくは（2）に該当する場合には、新潟県に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。
  - （1）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1（1）～（7）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - （2）乙が、1（1）～（7）のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（2（1）に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

参考：地方自治法施行令

第 167 条の 4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

1 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

4 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

6 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。